

**商 法** (配点 40 点)

**【出題趣旨】**

設問 1 (配点 20 点)

会社法 831 条 1 項 3 号の株主総会決議取消事由は、特別利害関係株主によって著しく不当な決議が成立することが要件になっている。特別利害関係株主とは、他の株主と共通しない特別の利害関係を有している株主の事であり、本設問の場合は、Z 社が Y 社株式を 15% 有する株主であるのでこれに当たる。著しく不当な決議が成立したかどうかは、吸収分割の対価を実は 10 億円なのに 7 億円とした決議が成立したことである。これによって Y 社はかなりの不利益を甘受せざるを得ない。したがって、株主 X は、株主として、甲社が 3 億円の損害を被ることを根拠に、株主総会決議取消訴訟を提起し、勝訴することができる。

設問 2 (配点 20 点)

吸収分割差止請求訴訟は、吸収分割の効力発生日である令和 3 年 8 月 1 日より以前に提起しなければならない。会社法 784 条の 2 によれば、分割会社の株主が不利益を受けるおそれが必要であり、同条第 1 項 1 号によれば、吸収分割に法令定款違反がある事が要件になっている。本設問では、会社法 831 条 1 項 3 号の株主総会取消事由があるので、この訴訟が確定判決になることを待つまでもなく、株主総会決議取消事由の存在を請求原因として、それが認められれば会社法 783 条 1 項の吸収分割の株主総会の承認がないことになるので、同法の法令違反があることになり、吸収分割差止訴訟の請求原因になるので、差止請求訴訟は勝訴できることになり、民事保全法 23 条 2 項の仮処分も、吸収分割の分割会社 Y 社の株主 X が不利益を受けるので、保全の必要性があり、仮処分も認容される。

以上